

**「宝が池公園の魅力向上に資する公園施設整備に係る設置許可候補事業者の募集」
質疑に対する回答（令和7年1月23日締切分）**

番号	書類名	項目	質疑内容	回答
1	募集要項 6ページ	「宝が池みらい 共創会議」に ついて	活動を支援させていただくにあたり、 会議の開催頻度、参加人数、開催の 時間帯、会議の所要時間など、教えて いただくと助かります。	<p>「宝が池みらい共創会議」の総会は、年に2回 程度の開催を予定しています。 併せて、宝が池公園での取組への興味関心の 醸成、ゆるやかな関わりを持つための交流イベ ント「宝が池びとトーク」についても、年に2～3回 の開催を予定しています。概要は、次の内容を参考 にしてください。</p> <p><概要> ○「宝が池みらい共創会議」 構成員の数:32(令和7年1月30日現在) 開催時間帯:原則、平日の午後6時頃 (開催内容等に応じる) 所要時間:約2時間 ○「宝が池びとトーク」 参加者数:申込みにより決定 開催時間帯:内容によって変動あり (過去の実績では、土日祝の午前中) 所要時間:内容によって変動あり (過去の実績では、概ね2～3時間)</p>
2	募集要項 8ページ	既存施設の 取扱い	「便所」を同様の機能を確保し、移 設・代替の新設した場合、これまで通り、 維持管理は公園側にお願ひできま すでしょうか。	<p>既設の便所は、常時公園利用者の誰もが利用 できる状態であり、京都市が維持管理をしていま す。これと同様の状態、機能を確保する前提で、 提案として移設又は代替施設の新設をしていただ いた場合は、完成後、京都市に当該便所を引き継 ぎ、京都市で維持管理することが可能です。 なお、事業者で管理する建物内に設置される 等、京都市が維持管理するうえで支障がある場 合は、その限りではありません。</p>
3	募集要項 9ページ	提出資料の 取扱い	提出書類について、企業ノウハウに 関わる部分が含まれる可能性があります。 事前に確認のご連絡をいただく ことは可能でしょうか。許可なく公表さ れるリスクがある場合、情報を制限し て提出せざるを得ません。	<p>提出いただいた資料の公開・非公開につい ては、京都市情報公開条例に基づき取り扱いま す。 同条例第7条第3項においては、法人等の事業 活動に関する情報で、公開することにより法人等 の正当な利益を明らかに害すると認められる情 報については、非公開とする旨を規定していま す。 公開・非公開の判断については、参考に提出 資料の作成者である事業者の意見を聴取すると ともに、同条例第13条において、公開決定等の 公正を期すため、意見書を提出していただく機 会を設ける旨を規定しています。</p>
4	募集要項 13ページ	使用料	「有料で供される区域」とありま すが、建屋内部は有料施設だが、外部 空間で軒下やテラスの下などを、公園 利用者が誰でも利用できるような 場合、その面積については、含まれ ないという理解でよろしいでしょうか。 また、カフェのテラス席を、そのカ フェの利用者だけでなく、誰でも 座れるオープンテラスにした場合、 使用料は発生しますでしょうか。	<p>公園利用者に対し無料で供される外部空間 の軒下やオープンテラスについては、使用料が 無料となります。</p>

番号	書類名	項目	質疑内容	回答
5	募集要項 13ページ	路線価の変動	使用料が大きく改定された場合、収益性に影響がでる恐れがあります。路線価の変動について、過去、どの程度、変化しているか目安など教えてくださいと助かります。	<p>令和6年度の固定資産税路線価については京都市情報館から、令和3年度から令和6年度における各年度の固定資産税路線価については、一般財団法人資産評価システム研究センターが公表している全国地価マップから確認いただけますので、そちらを参照してください。</p> <p>○京都市情報館(京都市固定資産税路線価図) https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000099012.html ○全国地価マップ https://www.chikamap.jp/chikamap/PrefecturesSelect?mid=224</p>
6	様式2-1	別紙について	「記載欄が不足する場合の別紙(様式任意)」について、別紙については、施設計画書①～⑤の内容が1枚の中に混在する形で、説明する資料にしてみようでしょうか。	別紙(任意様式)については、施設計画書①～⑤の内容が1枚の中に混在しても構いませんが、審査項目に関連する重要な資料となりますので、施設計画書①～⑤の内容が、それぞれ別紙の中のどこに記載されているのかを明確に表してください。
7	様式2-2	建物建設費の内訳	建物建設費について、提案段階の図面では概算しか算出ができない可能性があるのですが、どの程度、詳細な内訳が必要でしょうか。また、建設費についてどういった点を評価されるのか教えてください。	<p>建物建設費を含む「事業費概算書」(様式2-2)は、資金計画に関する書類の一部であり、他の提出書類(様式2-3～2-6)と合わせて、施設計画の資金面・収支面の妥当性を評価するうえで活用します。</p> <p>建物建設費の額は概算で結構ですが、その算出根拠を客観的に分かりやすく内訳として示してください。</p>
8	提出書類 一覧	印刷方法について	提出方法が持参のみですが、ファイルが20冊必要になるため、提案によっては非常にかさばる可能性があります。読みやすさに配慮した上で、両面印刷を行うページがあってもよろしいでしょうか。また、任意様式である図面など、A3印刷したほうが見やすい場合は、A4サイズになるよう折込み、ファイリングしてもよろしいでしょうか。	両面印刷及びA3用紙の折込、ファイリングをして構いません。
9	提出書類 一覧	申込事業者の概要	(1)事業者の概要と、(2)代表者の履歴については、1枚にまとめてもよろしいでしょうか。	1枚にまとめて構いません。
10	その他	たき火について	過去、宝ヶ池では、焚き火を用いたイベントを開催されていますが、本事業においても適切な申請や関係者調整を行った上で、イベントとして焚き火を用いることは可能でしょうか。(地域イベントなど)	<p>本市の公園では原則としてたき火を禁止していますが、イベント等の許可に伴い、たき火の実施を認める場合があります。</p> <p>たき火を伴うイベントをされる場合には、その都度申請していただき、許可を受けるようにしてください。</p>